熊本、昭56不8、9、昭61.6.23

命 令 書

申立人総評全国一般労働組合熊本地方本部

被申立人 有限会社 富士商運

主

1 被申立人は、A1が松山株式会社九州営業所の専属勤務を希望する場合、本命令書受領後 1箇月以内に、同勤務としなければならない。

A1の意思は、本命令書受領後7日以内に被申立人が文書で確認して、熊本県地方労働委員会に提出しなければならない。

2 被申立人は、申立人に対し、本命令書受領後7日以内に、下記文書を交付しなければならない。

記

昭和 年 月 日

総評全国一般労働組合熊本地方本部 執行局員 A2 殿

> 有限会社 富士商運 代表取締役 B1

会社が、昭和56年8月10日の代休をA1に対して認めなかったこと及び同年9月1日同人を配置転換したことは、熊本県地方労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。

今後は、このようなことがないようにいたします。

3 申立人のその余の申立ては、これを棄却する。

理由

- 第1 認定した事実
  - 1 当時者
    - (1) 申立人総評全国一般労働組合熊本地方本部(以下「組合」という。)は、昭和44年9月14日に設立され肩書地に事務所を置き、熊本県内における中小零細企業労働者を中心に組織され、本件申立時の組合員は、813人、代表者は執行局員のA2(昭和58年10月16日A3から変更)である。昭和54年11月には、被申立人有限会社富士商運の従業員で、富士商運分会(以下「分会」という。)が結成された。本件申立時の昭和56年8月時点で、分会組合員は15~16人である。
    - (2) 被申立人有限会社富士商運(以下「会社」という。)は、昭和47年11月、肩書地に本店を置き、一般区域貨物運送を業として設立された会社であり、本件申立時の従業員は57人、代表者は代表取締役B1(以下「社長」という。)である。なお、乗務員の85パーセントくらいが、長距離運送業務に従事している。

- 2 A1の組合加入前のことについて
  - (1) A1 (以下「A1」という。)は、昭和54年12月10日、会社に入社した。
  - (2) 昭和55年1月、A1は、名古屋等への大型車の長距離運送業務(以下「上り勤務」という。) に従事した。
  - (3) 昭和55年1月、A1は、(有) 富士商運親睦会(以下「親睦会」という。) に加入した。
  - (4) 会社は、農機具の製造販売を業としている松山株式会社(本社 長野県小県郡丸子町大字塩川2949 代表者 取締役社長 C1 九州営業所 熊本県近見町1583の1以下「松山㈱」という。)との間に、昭和56年3月1日付けの運送契約を締結し、会社は、松山㈱に対し、簡易クレーンが装備された積載重量4トンの車(ユニック車)をチャーター車として提供して運送業務をすること、運送業務がない場合でも、松山㈱に出向いて農機具の組み立てその他の作業をすること、運送業務が早出、残業、休祭日にわたる場合でも、会社はこれに応じるという内容の協定をした。
  - (5) 昭和56年2月上旬、B2部長が、A1に対し、「松山さん所と今度契約をした。会社の事業拡張を目的とするものであり、新規の契約でもあるので、A1君は適任者であるからぜひやってくれ。」という趣旨のことを言った。その際、A1は、給与の額がどうなるか心配だったので、B2部長に給料の最低保障16万円を申し入れたところ、B2部長は、他の運転手との絡みもあるのでA1だけを優遇するのは問題だと言ったが、A1が、私は大型の運転手として採用されているので4トン車の運転手並に取り扱ってもらっては具合が悪いという申し入れをしたところ、B2部長は、機械手当の名目で基本給に1万円プラスすれば時間外等に跳ね返ってくるから少しは給料状態もよくなるだろうと返事した。
  - (6) 昭和56年2月24日ごろから、A1は、松山㈱の仕事を一人で専属として担当した。給料は、月平均18万円~20万円で、A1が上り勤務についていた時とほぼ同じぐらいであった。
  - (7) 昭和56年4月当時の分会員は、分会長のA4 (以下「A4分会長」または「A4前分会長」という。)、副分会長のA5 (以下「A5」という。)、A6 (以下「A6」という。)、A7 (以下「A7」という。)の4人であった。

なお、A4分会長は、長距離運送業務に従事していた。

- 3 A1の組合加入後のことについて
  - (1) A 1 は、昭和56年4月14日、組合に加入した。翌15日、組合のA 8 執行局員(以下「A 8 専従」という。)は、A 5 と一緒に会社で、B 2 部長と会って、A 1 の組合加入通知書を渡した。
  - (2) 同年4月16日の朝、A 1 が会社の従業員控室にいた時に、B 2部長は、A 1 に、「A 1 君、君の加入通知は見せてもらいました。まさか君が入るとは思わんかった。組合に入れば、組合活動や何やで休むことがでてくるだろう、そうなると松山のチャーター便は乗り換えてもらわんといかんね。」というようなことを言った。その2日~3日後、A 1 が午後5時すぎに会社に帰り、日報を書き終えてタイムカードを押して帰ろうとした時に、B 2部長は、A 1 に、「A 1 君、今日は急いで帰るような用事があるね。」と言ったので、A 1 が、「別にありませんよ。」と言ったところ、B 2 部長が、「ちょっと上がらんね。」と言ったので、事務所に入ったが、そこで、「A 1 君、君がね、まさかね、組合に

入るとは思わんかった。なぜ僕に相談してくれんかったね。」と言うようなことを言った。

- (3) A 1 は組合加入後、組合員の獲得に努め、昭和56年4月20日には2人、同月23日には 1人、同年5月6日には1人、同月29日には1人、同年6月1日には1人、同月14日に は3人、合計9人の組合加入者があった。
- (4) 同年6月8日、A4分会長は、病気再発により入院した。
- (5) 同年6月14日、熊本県労働会館において第1回分会集会があり、A1が分会長代行に 選出された。

なお、分会では同集会以後、頻繁に分会集会を開くようになった。

- 4 夏季一時金交渉について
  - (1) 分会は、昭和56年6月14日の分会集会で、組合員一人あたり一律20万円の夏季一時金を要求することを決め、翌15日に、会社に対し、「分会組合員の氏名及び分会役員の異動」通知と、夏季一時金の要求書を提出した。
  - (2) 同年6月25日、会社は、前記組合の要求書に対する回答(第1四半期業績をみて回答 したい旨)を文書で行った。
  - (3) 同年7月6日、会社は、下記のとおり文書で回答した。

(原文のまま)

S. 56. 7. 6.

全国一般労組. 富士商運分会 分会長代行 A1殿

熊本市近見町1352-1

有限会社 富士商運

代表取締役 B1

印

回答書

夏季一時金について、下記の通り回答します。

記

- 1) 基本給の0.6ケ月分
- 2) 勤続給 勤続月数×200円
- 3) 家族給 扶養家族数×3,500円(3人迄)
- 4) 考課給 得点×150円 (百点満点)
- 5) 生産給 実出勤日数×100円(6ケ月実績)
- 6) 欠勤控除 <u>基本給</u> × 欠勤日数 以上。
- (4) 同年7月14日、夏季一時金についての第1回団体交渉が行われたが、金額の上積みはなかった。
- (5) 同年7月17日、会社は、下記のとおり文書で回答した。

(原文のまま)

S.56.7.17日

全国一般労組

富士商運分会

分会長代行 A1殿

熊本県近見町1352-1 有限会社 富士商運 代表取締役 B1

印

### 回答書

夏季一時金について、下記の通り最終回答を致します。

記

- 1) 基本給の0.7カ月分
- 2) 勤続給 勤続月数×200円
- 3) 家族給 扶養家族数×3,500円(但し3人迄)
- 4) 考課給 得点×150円(百点満点)
- 5) 生産給 実出勤日数×100円(6カ月実績)
- 6) 欠勤控除 <u>基本給</u> ×欠勤日数

但し、上記は、昭和56年5月末日迄に満6カ月勤務した者にかぎる。

※ 支給日は、支給額の半額を8月10日

以上。

残額を9月上旬。

- (6) 同年7月25日、第2回団体交渉が行われ、組合は会社の回答額にさらに基本給の0.5 箇月分を上積みするよう要求し、その回答を同年8月1日の正午まで行うよう要求した。
- (7) 同年7月31日、会社は、前記の組合の上積み要求についてはできない旨回答した。
- (8) 同年8月8日の午後5時半から、第3回団体交渉が行われ、会社側は社長とB2部長、 組合側はA8専従、A1ら3人が出席した。

組合は、7月17日付け会社側最終回答の額を不服として上積みを要求したが、双方の主張は平行線をたどり、午後7時10分、休憩に入った。午後7時20分、団体交渉を再開し、組合は、会社に一律5万円の仮払を8月10日に支給することを要求したが、会社は、仮払5万円となると会社提示額の一人平均の半額を超える額になるということで、その要求を拒否した。

「一律5万円で資金が足りないということであれば、一律いくらだったら出せるのか計算して下さい。」ということで、組合が問い質したところ、社長は、「出せんと言っとるだろうが。」と発言した。

これに対しA1は、「いつまでいい加減なことを言っとるんですか。」と言って、テーブルを叩いた。

午後7時30分前、社長は、「あと1分。」と言い、午後7時30分ごろ団体交渉の場から退席した。

社長退席後、A8専従はB2部長に、いくらならだせるのか計算して欲しいと言った。 B2部長は、席を立って事務室に行って計算した結果、4万5000円ならできると判断し、 社長室に行って社長と協議した。

午後7時40分、B2部長は、組合に仮払一律4万5000円の提案を行った。組合は、B2部長に社長は了承しているのか尋ねたところ、B2部長は、「社長には私が話す。」、「社長がうんと言うかわからんよ。」と答えた。

組合は、上積みの問題もあるので、翌日、団体交渉を開くことを要求したが、会社は、

翌日の日曜日は予定も入っているのでできないと言った。そこで組合は、8月10日の朝一番にしてくれと言ったが、会社は、週の初めでもあるし朝から一番はバタバタするので、時間については、組合本部に連絡をするということで、午後7時50分ごろ団体交渉は終わった。

- (9) 前記団体交渉終了後、B2部長は、組合本部に、午後8時30分ごろ電話をし、A8専 従に8月10日午前10時から団体交渉に応じる旨の連絡をした。
- (10) 同月10日の午前10時から、第4回団体交渉が行われ、会社からB2部長、組合からA8 専従、A1ら2人が出席した。同日、会社が仮払金4万5000円を支払うことで話がまとまり、団体交渉は午前11時半ごろ終わった。
- 5 A1の代休問題について
  - (1) 昭和56年8月8日の朝、A1は、8月9日は日曜日だが、松山㈱の仕事があり、松山 ㈱は、8月13日から盆休みに入るので、8月9日出勤するかわりに、8月13日を休みに してほしいと、運行管理者のB3(以下「配車担当のB3」という。)に申し入れた。丁 度居合わせたB2部長は、松山㈱も盆休みに入るだろうし、会社も、8月14日、15日は 盆休みでA1も連休で休めるからいいだろうということで、代休の申し出を認めた。
  - (2) 同日、午後9時前ごろ、A8専従からA1の自宅に電話で、8月10日午前10時から団体交渉を開くことを会社が了解したという連絡が入った。
  - (3) 同月9日、日曜日、A1は仕事を終え午後5時ごろ会社に帰った。A1は、翌10日、 松山㈱の仕事で大分県中津市に行くことになっていたが、団体交渉に出るため、松山㈱ の仕事はできないと判断し、地図を書き、仕事の内容を書いて、夜勤中のC2嘱託に渡 して帰ろうとした。

配車板を見ると、A1 の名札は欠勤の所に置いてあり、いつも名札が置いてある所にマジックでA1 と書いてあった。そこで、A1 は、C2 嘱託を呼び、9 日の代休は13日にとると言ってあるが、配車がこうしてあるので、13 日の分を明日10日に振り替えてもらうよう、配車係への伝言を依頼して帰った。

嘱託のC2の仕事内容は、上り勤務の人や会社外に出ている人からの電話を受けたりもする夜警の仕事である。

- (4) 同年8月10日、午前8時ごろ、A1は、会社に電話をし、配車担当のB3に自分の配車を尋ねたところ、欠勤になっているとの返事だった。そこで、C2嘱託またはB2部長から何か聞いていないかと尋ねたが、何も聞いていない、欠勤扱いとなったとの配車担当のB3の返事だった。
- (5) A1は、午前8時20分すぎ会社に出社してタイムカードを押した。
- (6) 出社したA1は、配車担当のB3に、昨日、C2嘱託に13日の代休を10日に振り替えてもらうよう伝言を依頼していたが、何か申し送りを聞いていないか尋ねた。配車担当のB3は、何も聞いていない旨返事をした。

出勤したB2部長は、A1に、8日に確認したのに、今日団体交渉するから13日の代休を10日に振り替えてくれと言っても、それは認められない旨回答した。

同日、B2部長は、A1の代わりに、クレーン操作のできる倉庫係のC3を、午前8時半の始業と同時に松山㈱に派遣した。

同日、午前10時から第4回団体交渉が行われ、夏季一時金については、同日、仮払金

4万5000円を支払うことで話がついた。この団体交渉終了間際の午前11時半ごろ、A8専従から、A1の13日の代休を10日に振り替えてくれるよう会社に求めた。これに対し、B2部長は、今日になって今日の代休振替えはできない、松山㈱のチャーター車からA1を代える旨言った。当日、A1は欠勤扱いとなった。

- (7) 同年8月13日、A1は代休をとった。
- 6 A1の松山㈱からの配転について
  - (1) 昭和56年8月27日、分会は、夏季一時金の低額回答と不当労働行為(熊労委昭和56年 (不) 第8号事件)について、抗議することを理由として、A1ら5人が参加して、午 前8時から24時間の指名ストを行った。同日、従業員の1人が組合に加入した。
  - (2) 同月28日、分会は、同様の理由でA1ら4人が参加して、午前8時から24時間の指名 ストを行った。同日、従業員の1人が組合に加入した。同日、会社は新たにC4を採用 した。
  - (3) 同月29日、分会は、同様の理由でA1ら9人が参加して、午前5時から24時間の指名 ストを行った。
  - (4) 同月31日、分会は、同様の理由でA1ら12人が参加して、午前0時から翌日午前8時 迄の指名ストを行った。同日午前11時、組合員のA10宅で分会集会を開き、役員改選を 行い、A1を分会長に選出した。
  - (5) 同日午後5時ごろ、A1が会社に電話し、翌日の配車を尋ねたところ、配車担当のB4 課長が出て、B2部長の指令により、A1は名古屋方面の上り勤務になっている旨答え た。

A1は、B4課長に、話し合いもせず勝手に決めてもらっては具合が悪い、自分は松山㈱に行きたいということをB2部長に伝えて欲しい旨を述べて電話を切った。A1は、その電話後、組合本部のA9執行局員に、配置転換されたことを電話で連絡した。

(6) 同年9月1日、会社は、A1を松山㈱の乗務から外して、上り勤務の乗務員に配置転換し、代わりに同年8月28日に採用したC4を松山㈱に勤務させた。

# 第2 判 断

- 1 B2部長のA1に対する発言について
  - (1) 組合の主張

昭和56年4月16日の朝、B 2部長は、会社の従業員控室でA 1 に対し、「A 1 君、君の加入通知は見せてもらいました。まさか君が組合に入るとは思わんかった。A 1 君、組合に入れば組合活動や何やで仕事を休むことがでてくるだろうから、松山のチャーター便は乗り換えてもらわんといかんね。」と言った。このB 2 発言は、同年4月14日に組合に加入したA 1 に対して圧力をかけたものであり、組合の弱体化をねらう支配介入であると主張する。

#### (2) 会社の主張

これに対し、会社は、組合の主張する昭和56年4月16日の発言については否認し、同年6月15日、A1は、「分会組合員の氏名及び分会役員の異動」通知を会社に提出したが、その際、これを受け取ったB2部長は、A1が分会長代行に選任されたことを初めて知り、A1に対し、雑談として、「君が分会長代行になったのなら、当然、今後、就業時間中の団交その他争議行為なども発生するだろうし、今のチャーター車の乗務を代わって

もらわないといかんかもしれんね。」と話した。これに対し、A1はB2部長に対し、「それは大丈夫です。松山㈱にも会社にも迷惑をかけないよう、ちゃんとやって行きます。これまでのA4分会長やA5のようなやり方とは違ったやり方でやります。任せといてくれんですか。」と答えた。

以上の会話はA1とB2部長との間で雑談としてなされたものであり、組合の主張するように、組合の弱体化をねらう支配介入には該当しないこと明白であると主張する。

# (3) 当委員会の判断

昭和56年4月16日の朝、A1が会社の従業員控室にいた時に、B2部長は、A1に、「A1君、君の加入通知は見せてもらいました。まさか君が入るとは思わんかった。組合に入れば、組合活動や何やで休むことがでてくるだろう、そうなると松山のチャーター便は乗り換えてもらわんといかんね。」というようなことを言った。その2日~3日後、A1が午後5時すぎに会社に帰り、日報を書き終えてタイムカードを押して帰ろうとした時に、B2部長は、A1に、「A1君、今日は急いで帰るような用事があるね。」と言ったので、A1が、「別にありませんよ。」と言ったところ、B2部長が、「ちょっと上がらんね」と言ったので、事務所に入ったが、そこで、「A1君、君がね、まさかね、組合に入るとは思わんかった。なぜ僕に相談してくれんかったね。」というようなことを言った。 (認定事実第1の3(2))

上記のB2部長のA1に対する4月16日の発言は、松山㈱の専属であるA1の組合加入によって、重要な得意先の一つである松山㈱の仕事への影響を懸念してのことと認められ、組合脱退を慫慂するような発言をしたとまでは認められない。また、2日~3日後のB2部長のA1に対する発言も、組合脱退を慫慂するような発言をしたとまでは認められない。

したがって、これらのB2部長の発言のみをもっては不当労働行為と認定できず、組合の主張は採用することができない。

# 2 団交拒否の有無について

# (1) 組合の主張

昭和56年8月8日の午後5時半ごろから、夏季一時金についての第3回団体交渉が行われ、会社から社長とB2部長、組合からA8専従、A1、A7、A11が出席した。組合は会社に対して上積みを要求したが、会社はこれを拒否した。午後7時を少し過ぎたころ、A8専従が会社に対し、「親睦会も組合も妥結していない段階で会社としては10日の支給日をどうするつもりか。」と質問したところ、会社回答どおりに支給するという会社の返答があった。会社が2時間(午後7時30分)で団体交渉を打ち切ることが予想されたので、組合は対応策を協議するため、午後7時10分ごろ会社に申し出て休憩をとり、一律5万円の仮払を8月10日に行うよう会社に提案することを決めた。午後7時20分ごろ団体交渉は再開され、組合は、「会社の回答額では妥結できないが、盆も近づいており、金が必要だから仮払として一律5万円を支給してもらいたい。」と、会社に申し入れた。

これに対して最初、会社は回答どおりだと突っぱねていたが、組合が、「どうして一律 5万円で仮払できないのか。」と追及したところ、B2部長は、「一律5万円では資金ができない。」と発言した。そこで、組合は「一律いくらなら支給できるのか。」と問うた

が、社長は、突然、「できんと言っとるだろうが。」とどなった。そこで、A1は社長のこの誠意のない態度に抗議して「何、いつまでもいいかげんなこと言っとるんですか。」と言って机をドンとたたいた。その後、組合は会社に「いくらなら出せるか計算して下さい。」と迫ったが、会社が誠意ある対応をしないまま時間が経った。その後、社長は時計を見ながら「あと1分。」と言い、午後7時30分に「団交は終わり。」と言って退席した。このため団体交渉は不能となった。これは、組合の弱体化をねらう団体交渉拒否と支配介入であると主張する。

# (2) 会社の主張

これに対し、会社は、昭和56年8月8日より数日前に、組合に対して、最終回答(三回目の回答)を書面で提出した。

昭和56年8月8日午後5時30分から、夏季一時金について第3回団体交渉が行われたが、申立人の要求と被申立人の回答とが折り合わず、平行線のまま推移し、午後7時10分ごろ申立人側の要求により10分間の休憩をした後、午後7時20分ごろ再開した。

再開後、申立人側は、被申立人が以前より回答額の半額を8月10日に、残額を8月下旬か9月上旬に支払いたいと申し入れていたことから、その8月10日の支払い分として、一律5万円を支払うよう要求した。しかしながら、被申立人としては、一律5万円では被申立人回答額の半額を上回ることからこれに応じられないと回答して、再び平行線をたどり始めた。

そして、午後7時27分すぎごろ、突然、A1が形相を変えてテーブルを大きく叩きながら立ち上がり、社長に向かって、「何んば言いよっとか。そん位も聞けんのか。」と大声で叫んで詰め寄ったので、社長も平静さを失い、ますます、双方の主張は平行線をたどったままとなった。

社長は、自己が平静さを失っていることや団体交渉開始後2時間も経過していることから、自分はその後も同席して交渉することに耐えられないと判断し、午後7時30分ごろ、以後の交渉を同席していたB2部長に任せて退席し、応接室の方に引き上げて待機した。

その後、交渉の席に残っていたB2部長に対し、A8専従が8月10日の仮払はいくらなら支払えるのか計算して下さいと譲歩してきたので、B2部長は5分ほど退席して事務所で計算し、仮払として一律4万5000円なら可能である旨回答した。この金額については、B2部長は社長と協議したのであるが、申立人側の反応をみるために申立人側には未だ社長の決裁は得ていないと申し伝えたところ、申立人側は、仮払は4万5000円でも了解するが上積みの問題があるので翌9日に団交をしてくれと申立てたが、当日は日曜であったことから、結局10日に団交をするということで決着し、当日の団交を終了した。その時はすでに午後7時50分ごろになっていた。以上のとおり、社長退席後もその委任を受けたB2部長が申立人側の交渉に応じて団交を継続し、仮払として一律4万5000円の回答を提示したのであって、被申立人側が一方的に団交を拒否した事実は全くないと主張する。

## (3) 当委員会の判断

① 昭和56年8月8日の午後5時半から、夏季一時金についての第3回団体交渉が行われ、組合は、7月17日付け会社側最終回答の額を不服として、上積みを要求したが、

双方の主張は平行線をたどり、午後7時10分、休憩に入った。(認定事実第1の4(8))

- ② 午後7時20分、団体交渉を再開し、組合は、会社に一律5万円の仮払を同月10日に支給することを要求したが、会社は、回答額の半額を超える額になるので、その要求を拒否した。(認定事実第1の4(8))
- ③ 「一律5万円であれば資金が足りないということであれば、一律いくらだったら出せるのか計算して下さい。」と組合が問い質したところ、社長は、「出せんと言っとるだろうが。」と発言し、これに対しA1は、「いつまでいい加減なことを言っとるんですか。」と言って、テーブルを叩いた。(認定事実第1の4(8))
- ④ 午後7時30分前、社長は、「あと1分。」と言い、午後7時30分ごろ団体交渉の場から退席した。(認定事実第1の4(8))
- ⑤ 社長退席後、A8専従はB2部長に、いくらなら出せるか計算して欲しいと言ったところ、B2部長は、事務室で計算し、4万5000円ならできると判断し、社長と協議した。(認定事実第1の4(8))
- ⑥ 午後7時40分、B2部長が組合に仮払一律4万5000円の提案を行ったので、組合が、 B2部長に、社長は了承しているのか尋ねたところ、B2部長は、「社長には私が話す。」、 「社長がうんというか分からんよ。」と答えた。

組合は、上積みの問題もあるので、翌日、団体交渉を開くことを要求したが、会社は、翌日の日曜日は予定も入っているのでできないと言った。そこで組合は、8月10日の朝一番にしてくれと言ったが、会社は、週の初めでもあるし朝から一番はバタバタするので、時間については、組合本部に連絡をするということで、午後7時50分ごろ団体交渉は終わった。(認定事実第1の4(8))

- ⑦ 同日、第3回団体交渉終了後、B2部長は、組合本部に、午後8時30分ごろ電話を し、昭和56年8月10日午前10時から団体交渉に応じると伝えた。(認定事実第1の4(9))
- ⑧ 昭和56年8月10日午前10時から、第4回団体交渉が行われた。(認定事実第1の4(10)) これら①~⑧の事実を総合して勘案すれば、昭和56年8月8日の第3回団体交渉の 社長退席後においても、B2部長はその場に残り、組合と交渉を継続していること、 その日の午後8時30分ごろには、B2部長が、組合本部に同年8月10日の午前10時か ら団体交渉に応じる旨を連絡し、そのとおりに同10日の午前10時から第4回団体交渉 が行われている。

したがって、組合の団体交渉拒否、支配介入の主張は採用し難い。

- 3 A1の代休(休日振替日の再振替)問題について
  - (1) 組合の主張

昭和56年8月8日の団体交渉を終え、A8専従がA1ら組合員 3人と別れ、午後8時すぎに組合事務所に帰るとすぐB2部長から電話があり、8月10日の午前10時から団体交渉を応じるとの返事があった。A8専従はすぐA1の自宅に電話をかけ、A1に8月10日の10時から団交があることを告げた。

同月9日、A1は松山㈱の勤務についた。帰社後の午後7時30分ごろ事務所の配車板を見ると、A1の車番のところにマジックインキでA1と書いてあり、名札は欠勤のところにかけてあった。A1は団体交渉出席のため松山㈱勤務はできないとしても、他の仕事に就労する意思をもっていたが、会社の取扱いがどうなっているかわからないので、

やむなくその場にいた嘱託のC2に「13日にとることになっていた今日9日の分の代休を明日10日に振り替えるよう配車係に言ってくれんですか。」と言って帰宅した。

翌10日8時にA1は、自分の取扱いがどうなっているか気になって会社に電話したところ、配車担当のB3が出たので、「私の配車はどうなっているんですか。」と尋ねたところ、配車担当のB3は「欠勤になっています。」と答えた。A1は更に「代体のことをC2さんに言っておいたが。」と言ったところ、配車担当のB3は「聞いていない。欠勤扱いになります。」と答えたので、A1は「そんなら出勤する。」と言って電話を切った。その後、A1は8時20分ごろ出社し、タイムカードを押した。そこへB2部長がやって来て、「A1君、話があるので控室で待っていてくれ。」と言って、B2部長は朝礼に出て行った。A1が控室で待っていると、朝礼を終えたB2部長がやってきて、「A1君、ちょっと待っとってくれんな、松山さん所に行って来るから。」と言って出て行った。その後控室に帰って来たB2部長に、A1が「松山㈱に何をしに行ったんですか。」と尋ねると、B2部長は「(今日の) 仕事を断りに行った。」と答えた。その後、A1がB2部長に、今日は欠勤になるのかどうかを尋ねたところ、B2部長は「勤務時間中に団体交渉するなら、会社は欠勤扱いにする。(組合員でありながら)そんくらいのことも知らんのかね。」と言ったので、A1はいったん自宅に帰った。

同日10時より団体交渉が開かれ、会社側よりB2部長、組合側よりA8専従、A1、A6が出席した。席上、B2部長から「仮払として一律4万5000円を支給する。」ということが明らかにされ、組合はこれを了承した。その後組合は上積みの要求をしたが、受け入れられなかった。又、同日のA1の欠勤取扱いを問題にしたが、B2部長は「団体交渉は欠勤扱いとする。団体交渉だから代休はとらせない。」、「勤務時間に団交してもらうと松山㈱さん所に迷感をかけるから、松山㈱さん所はかわってもらわにやいかんね。」と発言した。組合は、8月8日の団体交渉の経過に全く責任を感じていない会社の態度に抗議し、11時ごろ団体交渉を終えた。

A1は欠勤扱いにされ、なんらの配車もされていなかったのであるから、たとえ会社はA1の代休申し入れを認めたとしても取り引き先に迷惑をかけることもなく、又、全体的な勤務の配置が混乱するということもなかったはずだからである。

会社のこの行為は、組合及びA1を嫌悪するが故のA1に対する不利益取扱いであり、 労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると主張する。

#### (2) 会社の主張

A1は56年8月8日始業時に、翌9日は日曜日であるが出勤するので、その代休日を同月13日にしたい旨要望し、被申立人はこれを認めた。ところが、同月10日始業時になって、9日の代休日を当日10日にして欲しい旨申し入れた。このように、自己の希望によりいったん決定した代休日を、再度、自己の都合により、変更を申し入れ、しかも、その変更希望日当日の始業時に申し入れる行為に対し、被申立人が必ずこれに応じなければならないとしたら、会社の業務は混乱し、秩序が成り立たないことは明白である。被申立人は、団交だから代休はとらせないとして10日を代休日とすることを認めなかったのではなく、あくまでも、A1の身勝手な希望を認めなかったに過ぎず、A1に対する不利益取扱いであり、組合の弱体化をねらう支配介入であるとする組合の主張は失当である。

A1は当初自ら希望した代休日である8月13日には、代休を取っており、既に解決ずみの問題であると主張する。

### (3) 当委員会の判断

- ① 昭和56年8月8日の朝、A1は、8月9日は日曜日だが、松山㈱の仕事があるので 勤務する。そのかわりに、同月13日から松山㈱は盆休みに入るので、同13日を休みに してくれるよう会社に申し入れ、会社はそれを認めた。(認定事実第1の5(1))
- ② 同日、第3回団体交渉終了後、B2部長は、組合本部に、午後8時30分ごろ電話を し、8月10日午前10時から団体交渉に応じると伝えた。(認定事実第1の4(9))
- ③ 同日、午後9時前ごろ、A8専従からA1の自宅に電話で、8月10日午前10時から 団体交渉を開くことを会社が了解したという連絡が入った。(認定事実1の5(2))
- ④ 同月9日、日曜日、A1は仕事を終え午後5時ごろ会社に帰った。A1は、翌10日、 松山㈱の仕事で大分県中津市に行くことになっていたが、団体交渉に出るため、松山 ㈱の仕事はできないと判断し、地図を書き、仕事の内容を書いて、夜勤中のC2嘱託 に渡して帰ろうとした。

配車板を見ると、A1 の名札は欠勤の所に置いてあり、いつも名札が置いてある所にマジックでA1 と書いてあった。そこで、A1 は、C2 嘱託を呼び、9 日の代休は13日にとると言ってあるが、配車がこうしてあるので、13 日の分を明日10 日に振り替えてもらうよう、配車係への伝言を依頼して帰った。(認定事実第1 の5 (3))

⑤ 同月10日午前8時ごろ、A1は、会社に電話をし、配車担当のB3に自分の配車を 尋ねたところ、欠勤になっているとの返事だった。

そこで、C2嘱託またはB2部長から何か聞いていないかと尋ねたが、何も聞いていない、欠勤扱いとなったとの配車担当のB3の返事だった。A1は、午前8時20分すぎ会社に出社した。(認定事実第1の5(4)(5))

- ⑥ 出社したA1は、配車担当のB3に、昨日、C2嘱託に伝言を依頼していたが、何か申し送りを聞いていないか尋ねたが、配車担当のB3は、何も聞いていない旨返事した。出勤したB2部長は、A1に、8日の日に確認したのに、今日団体交渉するから13日の代休を10日に振り替えてくれと言っても、それは認められない旨回答した。同日、B2部長は、A1の代わりに、クレーン操作のできる倉庫係のC3を、午前8時半の始業と同時に松山㈱に派遣した。(認定事実第1の5(6))
- ⑦ 同日、午前10時から第4回団体交渉が行われ、夏季一時金については、同日、仮払金4万5000円を支払うことで話がついた。この団体交渉終了間際の午前11時半ごろ、A8専従から、A1の13日の代休を10日に振り替えてくれるよう会社に求めた。これに対し、B2部長は、今日になって今日の代休振り替えはできない、松山㈱のチャーター車からA1を代える旨言った。当日、A1は欠勤扱いとなった。(認定事実第1の5(6))
- ⑧ 同月13日、A1は代休をとった。(認定事実第1の5(7))

これら①~⑧の事実を総合して勘案すれば、会社は、8月8日(土)の団体交渉が終わった後、午後8時30分ごろに、組合に対して、同月10日(月)午前10時から団体交渉を行う旨連絡していることから、その時点において、A1の同10日(月)の勤務(大分県中津市行き)ができないことは、会社には分かっていたので、その補充は可

能であり、事実、同月9日(日)の夕方5時ごろの会社の配車板には、10日(月)の A1については、欠勤取扱いをする旨表示しているところから、A1の10日(月)の 仕事の補充については、手配済みであったと察せられる。

A1が、C2嘱託に、13日(木)の代休を10日(月)に振り替えてもらうよう依頼 した伝言(従業員からの仕事上の伝言)が、会社のしかるべき担当者に、連絡されて いないというのは不自然である。

A1の仕事先である松山㈱は、同月13日(木)から盆休みに入るが、A1が、同13日(木)には就労できないとの主張、立証も、会社はしてない。

会社にとっては、A1013日(木)の代休を10日(月)に変更することも、同10日 (月)を欠勤扱いとすることも、会社の業務上はなんらかわりはないと考えられるし、又、会社は、A1013日(木)の代休を10日(月)に変更し難いという具体的疎明もしていない。

したがって、A1の8月9日(日)の当初の休日振替日である同月13日(木)を、同月10日(月)に変更を認めなかった会社の行為は、A1及び組合を嫌悪したものであり、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であったと判断せざるを得ない。

## 4 A1の松山㈱からの配転について

## (1) 組合の主張

会社は、組合の争議行為に対する報復と、A1分会長の活発な組合活動を妨害する意図をもって、A1分会長を地場回りの従来の仕事(松山㈱)から外し、昭和56年9月1日から長距離運送の業務につけた。ストライキが終わると同時に、A1を松山㈱からはずした会社の行為は特別に優遇したにもかかわらず、組合に加入したA1に対する報復、又、A1の活発な組合活動を妨害することによって組合の弱体化をねらったものであり、全く合理性がなく、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると主張する。

# (2) 会社の主張

これに対し、会社は、A1を専属として乗務させていた松山㈱はその本社がある長野県と九州方面を結ぶ関連した運送の仕事も獲得したいというねらいもあって、被申立人が苦労して獲得した得意先であるが、同社との契約内容は、被申立人が専属の4トンユニック車両と専属の乗務員を派遣し、乗務員は運送業務がない場合でも同社の指図するところに従い農機具の組立て等の仕事に従事することであった。したがって、クレーン操作にも熟練した技術を必要とした。

ところが、A1は組合分会長として組合活動に時間をさかれ、たびたび休んだり、ストライキに参加したりして、欠勤がたび重なり、そのたびに、被申立人はクレーン操作や農機具の組立て等の仕事に馴れていない乗務員を松山㈱に派遣せざるを得なくなり、今後も同様の事態が予想され、同社に迷惑をかけ、同社から苦情のでる恐れがあり、ひいては、大事な荷主としての取引先を失う恐れが十分にあった。そこで、松山㈱を顧客として確保する必要から、被申立人は、同社には、新たに専属の乗務員を採用して派遣し、同社の業務に専念させることとし、A1を、昭和56年9月1日付をもって、一般の長距離運送の勤務に配置転換した。長距離運送勤務であっても組合活動は可能であるし、

幾分、活動の時間が制約されるにしても、この程度の不利益は受忍すべきであり、特に 著しいものではない。

A1の配置転換は被申立人の業務上の必要性から生じた合理性のあるものであり、申立人の主張するように、A1の活発な組合活動を妨害する意図をもって配置転換したものではなく、組合の弱体化をねらう組合への支配介入ではないと主張する。

# (3) 当委員会の判断

- ① 会社の業務は、一般区域貨物運送事業であり、乗務員の85パーセントくらいが長距 離運送業務に従事している。なお、A4前分会長も長距離運送業務に従事していた。 (認定事実第1の1(2)、2(7))
- ② A1は、昭和54年12月10日会社に入社した。昭和55年1月、A1は、名古屋等への 大型車の長距離運送業務(上り勤務)に従事した。(認定事実第1の2(1)(2))
- ③ 会社は、農機具の製造販売を業としている松山㈱との間に、昭和56年3月1日付けの運送契約を締結し、会社は、松山㈱に対し、簡易クレーンが装備された積載重量4トンの車(ユニック車)をチャーター車として提供して運送業務をすること、運送業務がない場合でも、松山㈱に出向いて農機具の組み立てその他の作業をすること、運送業務が早出、残業、休祭日にわたる場合でも、会社はこれに応じるという内容の協定をした。(認定事実第1の2(4))
- ④ 昭和56年2月上旬、B2部長からA1に、会社は松山㈱と新たにチャーター車による運送契約をしたので、松山㈱の仕事をやってくれないかという話があった。A1は、給与の額がどうなるか心配だったので、B2部長に給料の最低保障16万円を申し入れたところ、B2部長は、他の運転手との絡みもあるのでA1だけを優遇するのは問題だと言ったが、A1が、私は大型の運転手として採用されているので4トン車の運転手並に取り扱ってもらっては具合が悪いという申し入れをしたところ、B2部長は、機械手当の名目で基本給に1万円プラスすれば時間外等に跳ね返ってくるから少しは給料状態もよくなるだろうと返事した。(認定事実第1の2(5))
- ⑤ 同年 2 月 2 4日 ごろから、A 1 は、松山㈱の仕事を一人で専属として担当した。給料は、月平均 18 万円~20 万円で、A 1 が上り 勤務についていた時とほぼ同じくらいであった。(認定事実第 1 の 2 (6))
- ⑥ A1は、同年4月14日、組合に加入した。翌15日、組合のA8専従は、A5と一緒に会社で、B2部長と会って、A1の組合加入通知書を渡した。(認定事実第1の3(1))
- ⑦ 同月16日の朝、A 1 が会社の従業員控室にいた時に、B 2 部長は、A 1 に、「A 1 君、君の加入通知は見せてもらいました。まさか君が入るとは思わんかった。組合に入れば、組合活動や何やで休むことがでてくるだろう、そうなると松山のチャーター便は乗り換えてもらわんといかんね。」というようなことを言った。その2日~3日後、A 1 が午後5時すぎに会社に帰り、日報を書き終えてタイムカードを押して帰ろうとした時に、B 2 部長は、A 1 に、「A 1 君、今日は急いで帰るような用事があるね。」と言ったので、A 1 が、「別にありませんよ。」と言ったところ、B 2 部長が、「ちょっと上がらんね。」と言ったので、事務所に入ったが、そこで、「A 1 君、君がね、まさかね、組合に入るとは思わんかった。なぜ僕に相談してくれんかったね。」というようなことを言った。(認定事実第1の3(2))

- ⑧ 同年8月10日の団体交渉終了間際の午前11時半ごろ、A8専従から、A1の13日の 代休を10日に振り替えてくれるよう会社に求めた。これに対し、B2部長は、今日に なって今日の代休振替えはできない、松山㈱のチャーター車からA1を代える旨言っ た。当日、A1は欠勤扱いとなった。(認定事実第1の5(6))
- ⑨ 同月27日、分会は、夏季一時金の低額回答と不当労働行為(熊労委昭和56年(不) 第8号事件)について、抗議することを理由として、A1ら5人が参加して、午前8 時から24時間の指名ストを行った。同日、従業員の1人が組合に加入した。(認定事実 第1の6(1))
- ⑩ 同月28日、分会は、同様の理由でA1ら4人が参加して、午前8時から24時間の指名ストを行った。同日、従業員の1人が組合に加入した。同日、会社は新たにC4を採用した。(認定事実第1の6(2))
- ① 同月29日、分会は、同様の理由でA1ら9人が参加して、午前5時から24時間の指 名ストを行った。(認定事実第1の6(3))
- ② 同月31日、分会は、同様の理由でA1ら12人が参加して、午前0時から翌日午前8時迄の指名ストを行った。同日午前11時、組合員のA10宅で分会集会を開き、役員改選を行い、A1を分会長に選出した。(認定事実第1の6(4))
- ③ 同日午後5時ごろ、A1が会社に電話し、翌日の配車を尋ねたところ、配車担当の B4課長が出て、B2部長の指令により、A1は名古屋方面の上り勤務になっている 旨答えた。(認定事実第1の6(5))
- ④ 同年9月1日、会社は、A1を松山㈱の乗務から外して、上り勤務の乗務員に配置 転換し、代わりに同年8月28日に採用したC4を松山㈱に勤務させた。(認定事実第1 の6(6))

これら①~⑭の事実を総合して勘案すれば、会社が行ったA1の松山㈱の専属勤務から長距離運送業務への配置転換は、それによってA1に経済的不利益を生ずるとは認め難いが、その勤務の形態からみてA1の組合活動が制約されることは認められる。

会社が行ったこの配置転換は、顧客確保という会社業務の必要性から行われたものとも認められるが、しかし、会社は、この配置転換によってA1の組合活動が制約されることを知りつつ、何らの配慮を示すことなく、一方的にこの配置転換を強行したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であったと判断せざるを得ない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則 第43条の規定により、主文のとおり命令する。

昭和61年6月23日

熊本県地方労働委員会 会長 清 水 一 行